

熊本地震から2年 内閣府や厚労省など省庁へ被災地の声を届けました

県内の様々な団体で構成する「いのちとくらし・平和を守る熊本ネットワーク」は、4月25日、各省庁に対し、熊本地震からの復興や被災者支援に関する要望書を届け、要請を行いました。市議団も参加し、交渉を行いました。



内閣府と交渉を行う市議団と山本のぶひろ県議

一部損壊への支援創設、全壊・大規模半壊への支援拡充など 住まい再建に向けた支援を強めるべき！

震災から2年が経過しましたが、「地震前の生活が取り戻せていない」「一部損壊にも何らかの支援を」などの声が被災者から寄せられています。

現状の支援制度では、生活再建が果たせない～こうした実情を国に訴え、改善を求めました。

① 一部損壊への支援創設、②生活再建支援金の500万円への増額、③仮設住宅の入居延

長を希望する全ての世帯に延長を認めること、④歴史的町並みの景観を形成する町屋への支援を拡充すること、⑤り災証明・応急修繕など期限を切らずに柔軟に受け付けることなどを求めました。

国からは、深刻な事態を正面から受け止めようとする答弁はありませんでした。被災者の声をさらに結集し、制度拡充に向け引き続き頑張ります。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまどか 山部ひろし

熊本市中央区手取本町1-1 3階

NO.1095
2018年5月13日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：[共産党 熊本市議団](#) 検索

地震で助かった命、受診抑制で重症化は許され ません～医療費減免の復活を！

厚生労働省に対して、昨年9月末で打ち切りとなった被災者への医療費減免制度の復活を要望しました。市議団が行った市民アンケートでも、医療費減免打ち切りによって受診抑制など影響があったと答えた方が、6割にのぼっています。

地震で助かった命が、受診抑制によって失われるようなことは許されません。

厚労省は、「国としては、被災自治体が医療費減免の継続を行えば、8割の補助を行う」との回答しました。市や県への働きかけも強めながら、医療費減免の再開にむけ、頑張ります。

お知らせ

無料

弁護士による法律相談のご案内

毎月定例で無料の法律相談を行っています。どなたでもご利用できます。震災に関わる法律相談も含め、ぜひご利用ください。

「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

- 5月16日(水) 午後2時～4時
中央区生活相談所(大江5-15-20) Tel 375-2200
- 5月22日(火) 午後6時～8時
北区生活相談所(武蔵ヶ丘1-10-1) Tel 338-2001
- 6月11日(月) 午後3時～5時
東区生活相談所(広木町7-23-2) Tel 328-2656
- 6月12日(火) 午後6時～8時
さくら法律事務所(京町本町1-22) Tel 090-8667-3148
- 6月14日(木) 午後1時～4時
菜の花法律事務所(江越1-17-12) Tel 322-7731



熊本地震から2年、すべての被災者の復興へ・・・中央区での取り組み

5月2日に、熊本地震復興に関して、仁比聡平参議院議員・田村貴昭衆議院議員・真島省三元衆議院議員ら党国会議員団による調査が行われ、党市議団もそろって同行しました。

中央区では、新町古町地区の大型町家の被災状況と、一部損壊世帯への聞き取り調査を行いました。その他、「よか隊ネット」との懇談、東区での仮設住宅避難者の聞き取りも行いました。

急がれる「大型町家」復旧への支援拡充

熊本城の城下町を形成する「新町古町地区」にある2カ所の大型町家「清永本店」「吉田裕花堂」の調査を行いました。

西唐人町にある「清永本店」は、明治11年に建てられた間口11間、2つの蔵のある大きな商家の建物です。町家としての復旧を行うには、グループ補助金や文化財災害復旧事業補助金などを活用しても、自己負担は数千万円で、復旧に苦慮されています。



新町の「吉田裕花堂」も、建物規模が大きいために、自己資金の調達を考慮すると、全面復旧が難しい現状があるようです。



被災した町家は、2年の歳月を経て、建物の疲弊がすすんでおり、速やかな復旧が求められます。そのためにも補助率の引上げや自己資金への利子補給を行うなど、国や自治体の支援策拡充が必要です。

一部損壊世帯への支援拡充は、重要課題

罹災証明の約6割(81,907世帯)を占める「一部損壊」世帯は、熊本地震の大きな特徴となりました。一部損壊世帯へは、①非課税・母子世帯へ3万円、②100万円以上の復旧費用が掛かった世帯へ10万円の義援金が支給されたのみで、多くの一部損壊世帯は切り捨てられました。

今回、調査を行った世帯も、100万円以上の修繕費に対し、10万円の義援金しか出ず、大変苦労されていました。支援金が支給されない一部損壊・半壊世帯も支援金の対象とし、すべての世帯を対象に、今からでも支援の抜本的な拡充をすすめるべきです。

(みえこのつぶやき)
支援が届かない人がないように、党市議団が行ったアンケートに、「罹災証明書をもらっていない」との声が寄せられました。すぐに訪ねて、被災状況を調査しました。壁が落ち、びっくりするほどの被害でした。さっそく罹災証明書の手続きを行い、判定調査をしていただきました。半壊以上の判定が出たので、受けられる支援制度の手続きを行いました。義援金はもちろんのこと、各種医療保険料の還付申請、介護保険料の還付申請を行いました。高齢でもあったことから、地震後体調を壊され、入院等もあり、医療費の還付も受ける準備もするようにしました。
この方の場合、高齢でもあり、体調が悪くて、罹災証明の申請ができないままに過ごされていましたが、半壊以上の被災状況でありながら、様々な理由から罹災証明の申請が未だの方もいらっしやるのではないかと思います。すべての人が、必要な支援を受けられるよう、引き続き取り組みが求められます。
行政としても、地震への対応を終息させるのではなく、支援の届いていない人へきちんと対応するよう取り組みこそ必要です。